★専用利用料金

施設名	区分	利用目的等		利用料金	
荒浜運動場	野球場	大会又は練習で利用するとき	. 0	1面 1時間当たり	600
	夜間照明	大会又は練習で利用するとき		1面 30分当たり	1,730
	芝生広場			無米	
佐藤池サッカーコート		大会又は練習で利用するとき。		1面 1時間当たり	870
佐藤池野球場		入場料を徴収しない場合		1時間当たり	1,500
		プロ野球(1日)		入場料を徴収しない場合の利用料金の額に、その最高入場料金額の100人を加算した額	
		入場料を徴収する場合 そ <i>0</i>	その他の野球(1日)	入場料を徴収しない場合の利用料金の額に、その最高入場料金額の50人 を加算した額	
		スコアボード	1	一式 1時間当たり	560
		拡声装置		一式 1試合当たり	880
				1時間当たり	1,200
佐藤池第2野球場		拡声装置		一式 1試合当たり	700
	テニスコート	大会又は練習で利用するとき。		1コート 1時間当たり	260
西山総合グラウンド	多目的運動広場	大会又は練習で利用するとき。		1時間当たり	950
		大会又は練習で利用するとき		1時間当たり	1,100
西山野球場		拡声装置		一式 1試合当たり	880
				1時間当たり 全面	2,500
			入場料を徴収しない場合	1時間当たり 1/3面	840
		アマチュアスポーツ又はレク		1時間当たり 2/3面	1,680
		リエーションの催物等の利用	, 入場料を徴収する場合	1時間当たり 全面	5,000
				1時間当たり 1/3面	1,670
				1時間当たり 2/3面	3,340
	メインアリーナ		入場料を徴収しない場合	1時間当たり 全面	12,500
				1時間当たり 1/3面	4,170
		上記以外の催物、集会等の利		1時間当たり 2/3面	8,340
		用	入場料を徴収する場合	1時間当たり 全面	25,000
				1時間当たり 1/3面	8,340
				1時間当たり 2/3面	16,680
		アマチュアスポーツ又はレク	入場料を徴収しない場合	1時間当たり	1,280
総合体育館		リエーションの催物等の利用	入場料を徴収する場合	1時間当たり	2,560
	サブアリーナ	上記以外の催物、集会等の利	入場料を徴収しない場合	1時間当たり	6,370
		用	入場料を徴収する場合	1時間当たり	12,740
		アマチュアスポーツ又はレク リエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	1時間当たり	810
	軽体操室		入場料を徴収する場合	1時間当たり	1,620
		上記以外の催物、集会等の利	入場料を徴収しない場合	1時間当たり	4,050
		用	入場料を徴収する場合	1時間当たり	8,100
	会議室		1	1時間当たり	1,210
	研修室			1時間当たり	390
	+L->Y = 0 1++	メインアリーナ		一式 1時間当たり	410
	放送設備	移動式		一式 1時間当たり	280
	電光得点板			一式 1時間当たり	280
	仮設ステージ			一式 1時間当たり	830
			観覧席	1時間当たり(実費相当)	1,500

施設名	区分	利用目	 的等	利用料金	
			審判控室	1時間当たり(実費相当)	50
			指導員室	1時間当たり(実費相当)	50
		メインアリーナ	役員控室	1時間当たり(実費相当)	50
			控室①	1時間当たり(実費相当)	50
	\s_=		控室②	1時間当たり(実費相当)	50
	冷房		控室③	1時間当たり(実費相当)	50
		2F	会議室①	1時間当たり(実費相当)	150
			会議室②	1時間当たり(実費相当)	150
			研修室(和室)	1時間当たり(実費相当)	100
		軽体操室		1時間当たり(実費相当)	500
<u> </u>		サブアリーナ		1時間当たり(実費相当)	1,000
総合体育館			観覧席	1時間当たり(実費相当)	3,800
			審判控室	1時間当たり(実費相当)	100
			指導員室	1時間当たり(実費相当)	100
		メインアリーナ	役員控室	1時間当たり(実費相当)	100
			控室①	1時間当たり(実費相当)	100
	曜日		控室②	1時間当たり(実費相当)	100
	暖房		控室③	1時間当たり(実費相当)	100
			会議室①	1時間当たり(実費相当)	300
		2F	会議室②	1時間当たり(実費相当)	300
			研修室(和室)	1時間当たり(実費相当)	100
		サブアリーナ		1時間当たり(実費相当)	1,200
		軽体操室		1時間当たり(実費相当)	650
			入場料を徴収しない場合	1時間当たり 全面	1,100
	体育室	アマチュアスポーツ又はレク		1時間当たり 1/2面	550
		リエーションの催物等の利用	入場料を徴収する場合	1時間当たり 全面	2,200
				1時間当たり 1/2面	1,100
		上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	1時間当たり 全面	5,500
西山総合体育館				1時間当たり 1/2面	2,750
언니(**) 다 (**)			入場料を徴収する場合	1時間当たり 全面	11,000
				1時間当たり 1/2面	5,500
	卓球場兼研修室	アマチュアスポーツ又はレク リエーションの催物等の利用	入場料を徴収しない場合	1時間当たり	360
			入場料を徴収する場合	1時間当たり	720
		上記以外の催物、集会等の利用	入場料を徴収しない場合	1時間当たり	1,800
			入場料を徴収する場合	1時間当たり	3,600
	柔道場			1時間当たり 全面	780
	木旦勿			1時間当たり 1/2面	390
武道館	剣道場			1時間当たり 全面	780
				1時間当たり 1/2面	390
	弓道場			1時間当たり	660
	会議室			1時間当たり	330
	一般			1日当たり	13,310
	学校及び競技団体			1日当たり	6,660

施設名	区分	利用目的等		利用料金	
陸上競技場	拡声装置			一式 1時間当たり	550
	用具・器具			1件 1日当たり	110
	競技会等で用具・器具 0円を超えるとき。	見を利用する場合において、その	の利用料金の総額が5,40	一式 1日当たり	5,500
				1時間当たり	5,500
		1 学校若しくは学校をもって構成する団体又は競技団体(以下「学校等」という。)が、競技会又は練習のために利用するとき。	全コース	1日当たり(6時間以上9時間以内)	38,500
			長水路1コース当たり	1時間当たり	1,210
			短水路1ブロック当たり	1時間当たり	3,630
			短水路1コース当たり	1時間当たり	610
			全コース	1時間当たり	11,000
				1日当たり(6時間以上9時間以内)	77,000
	50mプール	2 学校等以外の者が競技会、練習、催物等のために利用するとき。	長水路1コース当たり	1時間当たり	2,420
		用9 るとご。	短水路1ブロック当たり	1時間当たり	7,260
			短水路1コース当たり	1時間当たり	1,210
			A-7 -7	1時間当たり	22,000
			全コース	1日当たり(6時間以上9時間以内)	154,000
		3 前項の場合で入場料を徴収して利用するとき。	長水路1コース当たり	1時間当たり	4,840
			短水路1ブロック当たり	1時間当たり	14,520
			短水路1コース当たり	1時間当たり	2,420
		1 学校等が競技会又は練習	25mプール全コース	1時間当たり	800
		のために利用するとき。	流水プール	1時間当たり	2,480
	レジャープール	2 学校等以外の者が競技	25mプール全コース	1時間当たり	1,500
		会、練習、催物等のために利 用するとき。	流水プール	1時間当たり	4,960
アクアパーク		3 前項の場合で入場料を徴	25mプール全コース	1時間当たり	3,000
		収して利用するとき。	流水プール	1時間当たり	9,920
		1 学校等が競技会又は練習 のために利用するとき。	全リンク	1時間当たり	9,050
				1日当たり(6時間以上9時間以内)	63,350
		2 学校等以外の者が競技 会、練習、催物等のために利 用するとき。	全リンク	1時間当たり	18,100
	アイススケートリンク			1日当たり(6時間以上9時間以内)	126,700
			リンクの3分の1	1時間当たり	6,040
		3 前項の場合で入場料を徴収して利用するとき。	全リンク	1時間当たり	36,200
				1日当たり(6時間以上9時間以内)	253,400
			リンクの3分の1	1時間当たり	12,080
	和室		A和室(20畳)	1時間当たり	390
			B和室(30畳)	1時間当たり 全部	620
				1時間当たり 1/2	310
			C和室(12畳)	1時間当たり	200
	会議室			1時間当たり	390
	ミーティング室			1時間当たり	880
	自動計時装置			1時間当たり	550
	電光得点装置			1時間当たり	550
	放送設備			1時間当たり	410
	土地建物占有利用料金		駐車場	1日10平方メートル当たり	280
			上記以外の土地又は建物	1日10平方メートル当たり	550

施設名	区分	利用目的等		利用料金	
白竜公園テニスコート	テニスコート	- 庭球の大会及び練習に利用する場合		1面 1時間当たり	550
	照明			1面 30分当たり	210
駅前公園テニスコート	テニスコート	- 庭球の大会及び練習に利用する場合		1面 1時間当たり	550
	照明			1面 30分当たり	210
	少年広場	専用利用	中学生以下の団体	1時間当たり	280
海岸公園運動広場			高校生以上の団体	1時間当たり	550
	照明			30分当たり	220
スポーツハウス	球技場	専用利用		1時間当たり 全面	1,100
	·水1义·杨			1時間当たり 1/2面	550
	プール	専用利用	一般	1コース 1時間当たり	500
			学校等の団体	1コース 1時間当たり	300
商行為で土地を占有して使用する場合(アクアパーク、白竜公園テニスコート、駅前公園テニスコート、海岸 公園運動広場、スポーツハウスを除く)			1日10平方メートル当たり	550	

備考1:荒浜運動場、佐藤池サッカーコート、佐藤池野球場、佐藤池第2野球場、西山総合グラウンド、西山野球場、総合体育館、西山総合体育館、武道館、陸上競技場

- 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が利用する場合の施設の利用料金は、5割増とする。
- 営利又は営業の目的で利用する場合は、規定利用料金の3倍の額とする。

3 30分又は1時間に満たない利用時間については、それぞれ30分又は1時間として計算する。

- 4 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第 45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に規定する療育 手帳(以下「療育手帳」という。)の交付を受けた者及び身体障害者手帳に第1種身体障害者(身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(昭和57年1月6日付け社更第 4号厚生省社会局長・児童家庭局長通知)に規定する第1種身体障害者をいう。)として記載されている者、精神障害者保健福祉手帳に障害等級1級(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級をいう。)として記載されている者又は療育手帳に第1種知的障害者(知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃 の割引について(平成3年9月24日付け児発第811号厚生省児童家庭局長通知)に規定する第1種知的障害者をいう。)として記載されている者(以下「第1種身体障害者等」という。)を介助する 者で構成される団体が利用する場合は、荒浜運動場夜間照明を除く利用料金を半額とする。
- 利用時間には、準備及び原状回復までの時間を含むものとし、1時間に満たない時間については、1時間として計算する。
- 専用利用とは、10人以上の団体が利用する場合とする。
- 有償の会員券等を発行して利用するときは、「入場料を徴収する場合」に含むものとする。
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者及び第1種身体障害者等を介助する者で構成される団体が利用する場合は、利用料金を半額とする。
- 9 専用利用がない場合に、個人利用ができる。

備考2:アクアパーク

- 専用利用とは、各施設等の利用時間内において、10人以上の団体が専用して利用することをいう。
- 営利又は営業の目的で利用するときは、規定料金の3倍の額とする。

3 利用時間には、準備及び原状回復までの時間を含むものとし、1時間に満たない時間については、1時間として計算する。

4 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に規定する療育手帳(以下「療育手帳」という。)の交付を受けた者及び身体障害者手帳に第1種身体障害者(身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(昭和57年1月6日付け社更第 4号厚生省社会局長・児童家庭局長通知)に規定する第1種身体障害者をいう。)として記載されている者、精神障害者保健福祉手帳に障害等級1級(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級をいう。)として記載されている者又は療育手帳に第1種知的障害者(知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃 の割引について(平成3年9月24日付け児発第811号厚生省児童家庭局長通知)に規定する第1種知的障害者をいう。)として記載されている者(以下「第1種身体障害者等」という。)を介助する 者で構成される団体が利用する場合は、利用料金を半額とする。

備考3:白竜公園テニスコート、駅前公園テニスコート、スポーツハウス、海岸公園運動広場

- 1 柏崎市、刈羽村及び出雲崎町の住民以外の者が利用する場合の施設の利用料金は、5割増とする。
- 2 営利又は営業の目的で利用する場合は、規定利用料金の3倍の額とする。
- 3 利用時間が30分又は1時間に満たない場合は、それぞれ30分又は1時間とする。
- 4 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第 45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)又は療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に規定する療育 手帳(以下「療育手帳」という。)の交付を受けた者及び身体障害者手帳に第1種身体障害者(身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について(昭和57年1月6日付け社更第 4号厚生省社会局長・児童家庭局長通知)に規定する第1種身体障害者をいう。)として記載されている者、精神障害者保健福祉手帳に障害等級1級(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級1級をいう。)として記載されている者又は療育手帳に第1種知的障害者(知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃 の割引について(平成3年9月24日付け児発第811号厚生省児童家庭局長通知)に規定する第1種知的障害者をいう。)として記載されている者(以下「第1種身体障害者等」という。)を介助する 者で構成される団体が利用する場合は、白竜公園テニスコート・駅前公園テニスコート・海岸公園運動広場の照明を除く利用料金を半額とする。